

地方公共団体の長等の損害賠償の責任の見直しについて

1 趣旨

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号。以下「改正法」といいます。）が、平成29年6月9日に公布されており、一部を除き令和2年4月1日から施行されます。この改正により、普通地方公共団体は、条例で定めることで長等の損害賠償責任の一部を免除することができることとなります。

また、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第156号）が令和元年11月8日に公布され、当該一部免責に係る参酌基準及び責任の最低額並びに必要な手続が示されました。これを受けて当該条例案の提出を検討するものです。

2 法改正の背景

現行の住民訴訟制度では、長等に重大な過失がない場合においても、因果関係のある損害の全額について責任を追及されることとなります。これによって長等が大きな心理的負担を抱き、職務の執行における萎縮、政策判断に対する過度の消極化、ことなかれ主義への傾斜等が生じることを防止するといった観点から、損害賠償責任を限定することができる制度を設けることとしたものです。

3 損害賠償責任の一部免責について

(1) 免除される損害賠償責任

違法な行為によって、市に損害を与えている長等に対する損害賠償責任のうち、善意かつ重大な過失がない場合においては、条例で定める額以上の部分を免除するものです。

(2) 対象となる者

市長、委員会の委員、監査委員及び職員が対象となりますが、改正法による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2の規定により賠償の命令の対象となる者（会計職員等）は除かれます。

4 政令における参酌基準及び責任の最低額並びに必要な手続について

(1) 参酌基準及び責任の最低額

給与の年額に次の表の区分に応じた数を乗じた額が損害賠償責任の上限額となり、それを超える部分が免除されます。また、責任の最低額は、給与の年額とされました。

市長	副市長，教育長，教育委員会の委員，選挙管理委員会の委員	公平委員会の委員，監査委員，農業委員会の委員，固定資産評価審査委員会の委員，消防長，公営企業の管理者	職員
6	4	2	1

【参酌基準における損害賠償責任の免除の例（給与の年額が1,000万円の市長で賠償の責任を負う額が1億円の場合）】

(給与の年額)	(乗じる数)	(賠償の責任の上限額)	(賠償の責任を負う額)	(賠償の責任の上限額)	(賠償の責任を免れる額)
1,000万円	6	= 6,000万円	1億円	— 6,000万円	= 4,000万円

(2) 必要な手続

市長は、当該損害賠償責任を免れたことを知ったときは、その原因となった事実、賠償の責任を負う額、賠償の責任を免れた額等を議会に報告するとともに、当該事項を公表することとされました。

半決が出ると

5 条例案の提出について

改正法の施行期日が令和2年4月1日であることから、当該条例案を令和2年第1回市議会（定例会）に提出する予定です。なお、本市において政令の参酌基準と異なる額とすべき事情や特性はないため、免除される損害賠償責任の額は、政令の参酌基準と同様の内容とします。

6 その他

当該条例の議決に際しては、議会において事前に監査委員に意見聴取しなければならないこととされています。

【参考】長や職員に対する高額な損害賠償が命じられた事例

事案	賠償義務者	賠償額
京都市が山林を約4.7億円で買い取ることを内容とする民事調停法17条に基づく簡易裁判所の決定に対して異議を申し立てずに同決定を確定させたことは、その代金額が異常に高額であり違法であるとして、適正価額との差額約2.6億円の損害賠償が市長の職にあった者に命じられた事例	市長	2.6億1,257万円

上程はあつて見えて

【参考】改正法による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

<p>(普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第243条の2 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員（次条第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下この項において「普通地方公共団体の長等」という。）の当該普通地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、普通地方公共団体の長等が職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、普通地方公共団体の長等が賠償の責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の職務その他の事情を考慮して政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。</p> <p>2 普通地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならない。</p> <p>3 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。</p>
--